

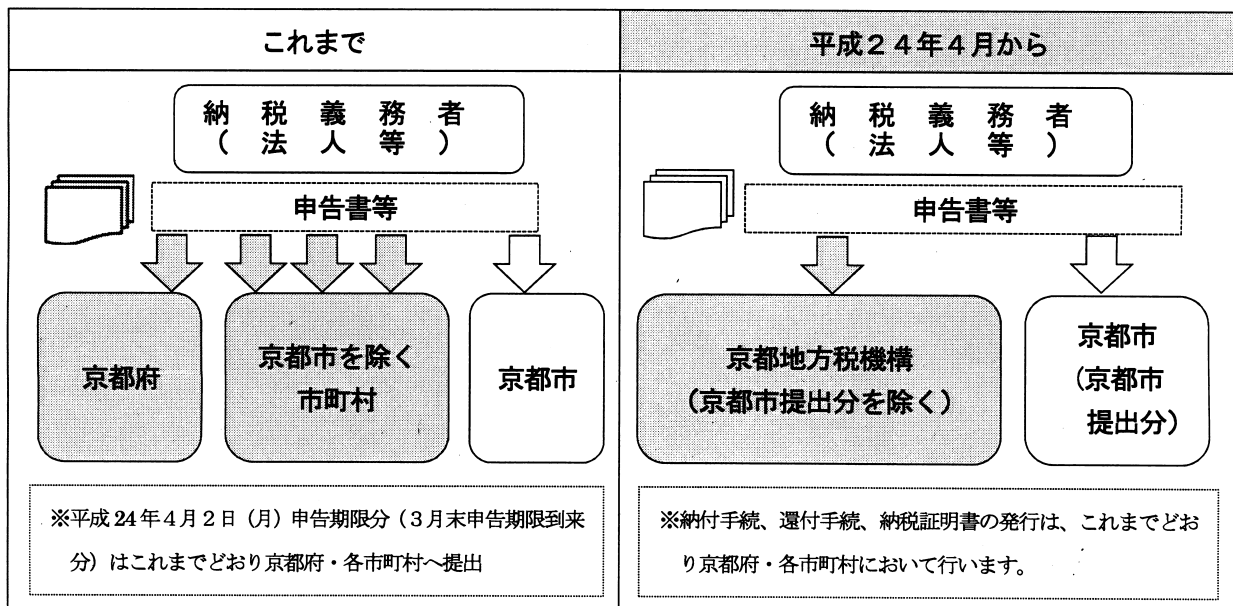
法人府民税・事業税及び法人市町村民税 に係る課税事務共同化の開始について

平成24年2月
京都地方税機構

京都地方税機構では、京都府と京都市を除く府内25市町村の課税事務を共同で行うための準備を進めており、今年から、第一段として法人関係税課税事務の共同化を開始します。

本格的な課税事務の共同化は全国初で、納税者の利便性向上とより一層の公平で公正な税務行政を目指して、今後も順次、税業務を共同して行っていく予定です。

- 平成24年2月から法人府民税、法人事業税（地方法人特別税含む。）及び法人市町村民税の申告用紙の一括発送を行い、4月から申告書等の受付のほか、申告内容の登録や調査を行うなど、京都府及び各市町村が税額を決定するための各種事務を京都地方税機構で行います。
- これまで申告書等は京都府及び事業所等があるそれぞれの市町村に提出していただいていたのですが、平成24年4月からは京都地方税機構で申告書等の受付を一括して行います。



※ 京都府（京都府庁、府税事務所、京都府広域振興局）及び市役所、町村役場へもそれぞれ提出可能ですが、できるだけ京都地方税機構に提出をお願いします。

※ 京都市への提出分は、これまでどおり京都市に提出いただくことになります。

〈平成24年4月からの申告書等提出先〉

京都地方税機構 申告センター

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2 京都府庁西別館4階